

国際拠点港湾広島港
港湾運営会社申請要項
(管理業務説明資料)

平成28年6月

国際拠点港湾広島港
港湾管理者 広島県

管理業務説明資料目次

第1 埠頭群の概要

1 出島地区	1
(1) 所在地	1
(2) 港湾計画概要	1
(3) 港湾計画図	1
(4) 施設の状況	2
(5) 施設配置図	2
(6) 特に説明すべき事項	3
2 海田地区	3
(1) 所在地	3
(2) 港湾計画概要	3
(3) 港湾計画図	3
(4) 施設の状況	4
(5) 施設配置図	4
(6) 特に説明すべき事項	4
3 港湾管理者の料金	5
(1) 出島地区	5
(2) 海田地区	6

第2 現在の港湾施設に係る管理の状況

1 現在の港湾施設の管理について	7
(1) 組織再編の状況	7
(2) 現在の業務の委任・管理形態（業務の委任・管理形態の構成図）	8
2 指定管理者による港湾施設の管理業務の内容	8
(1) 指定管理者による施設管理における総括事項	8
(2) 指定管理者による施設管理における個別事項	9
(3) その他留意点	10

第1 埠頭群の概要

1 出島地区

(1) 所在地

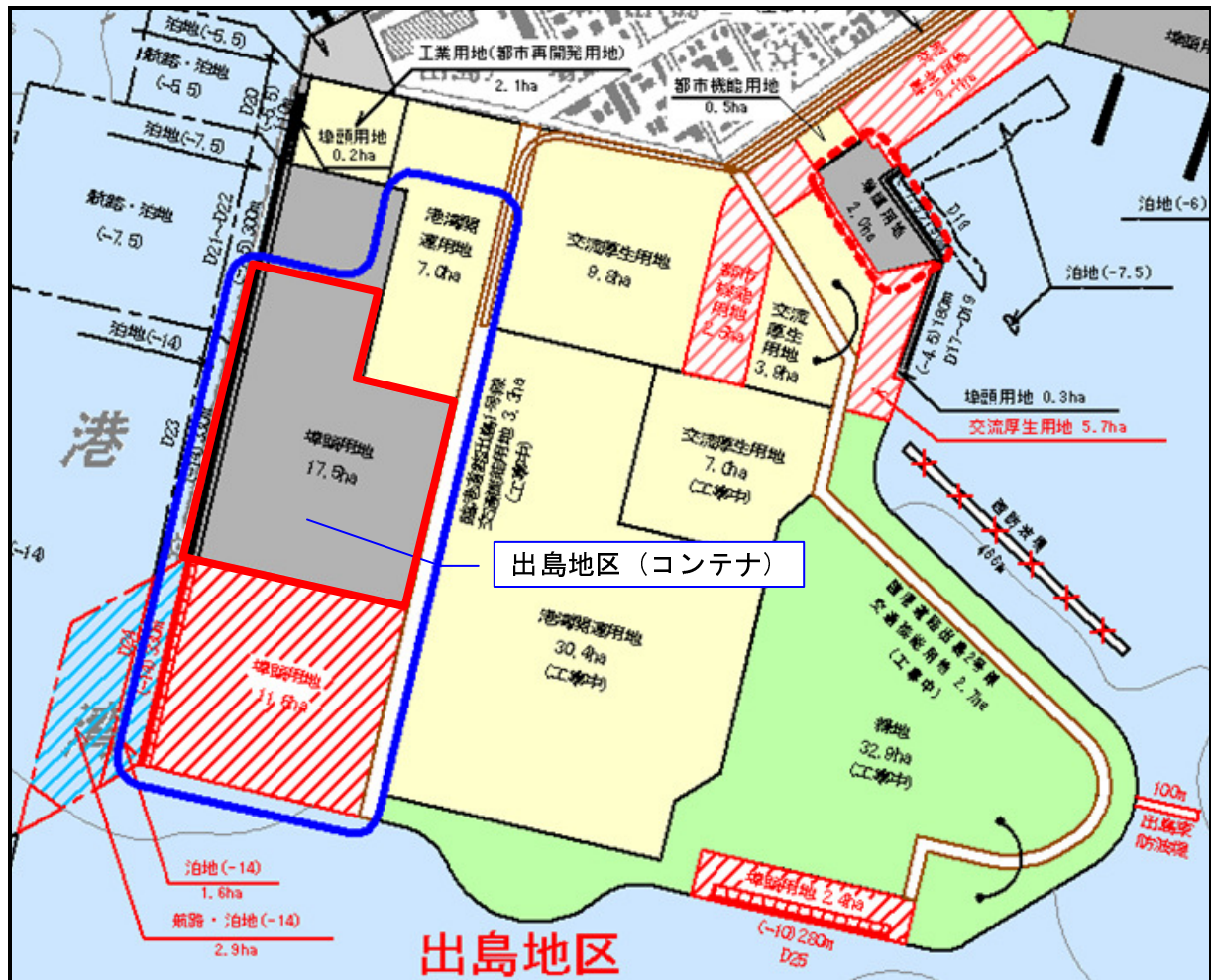
広島県広島市南区出島三丁目

(2) 港湾計画概要

水深1.4m 岸壁1バース 延長330m (コンテナ船用) [既定計画]
 水深1.4m 岸壁1バース 延長330m (コンテナ船用) [既設]
 水深7.5m 岸壁1バース 延長150m [既設]
 埠頭用地 26ha (うち15ha既設)

埠頭群名称	岸壁	延長	現況の利用状況
①出島地区 (コンテナ)	-14.0	330m	製材, 金属製品, 自動車部品, 産業機械, 電気機械, その他化学工業品, 文房具等, 家具装備品, その他日用品等
	-7.5	150m	同上 (一体利用)

(3) 港湾計画図

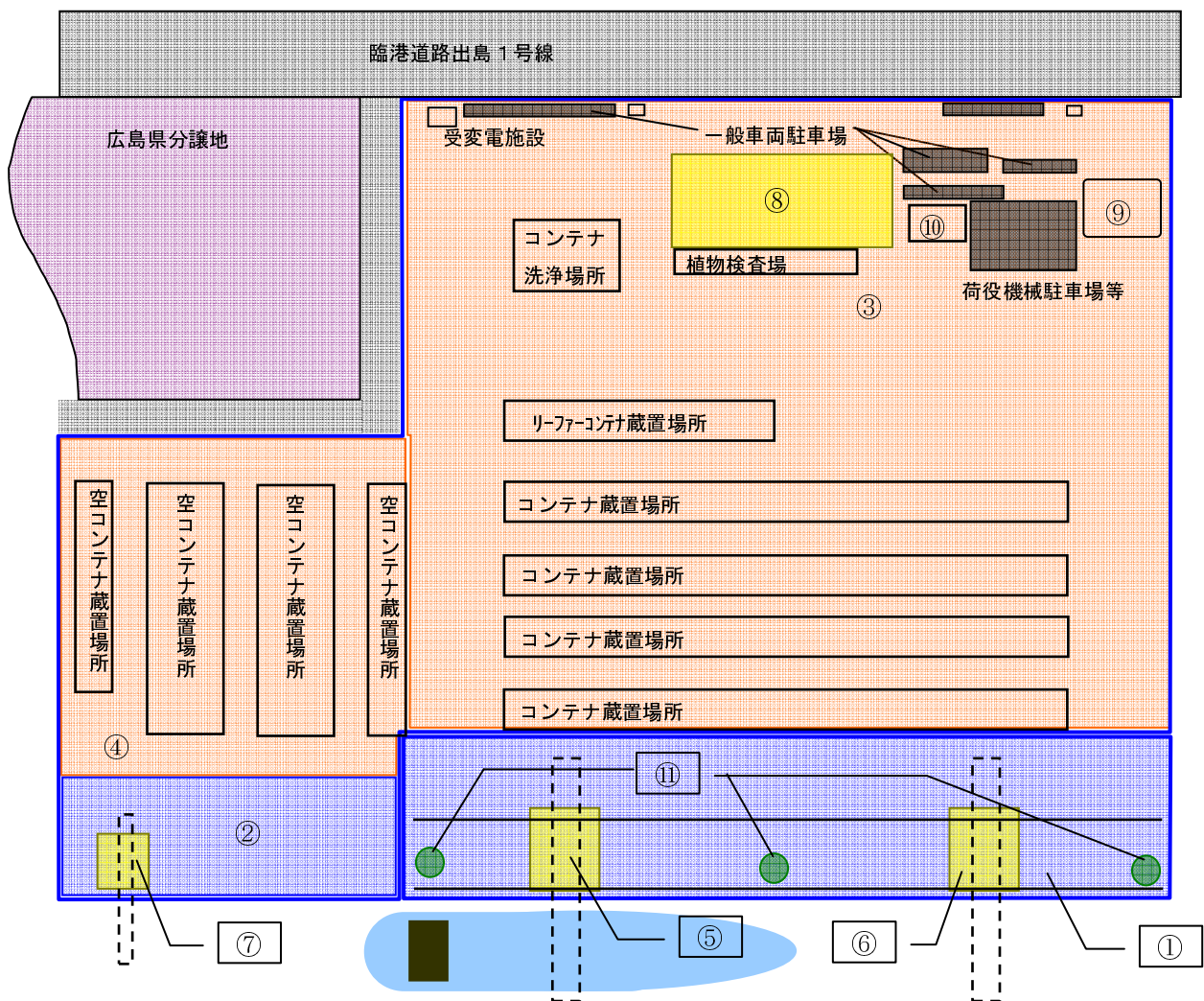


- 効率的な運営を特に促進する区域
- 貸付を行う場所

(4) 施設の状況

種類	数	規模	構造
① 岸壁 (出島-14岸壁)	330	m	-14m (H15.3 供用)
② 岸壁 (出島-7.5m岸壁第1バース)	150	m	-7.5m (H16.4 供用)
③ 荷捌地 (出島コンテナヤード)	66,000	m ²	舗装
④ 荷捌地 (出島第1コンテナヤード)	22,500	m ²	舗装
⑤ 荷役機械 (出島ガントリークレーン1号)	1	基	軌道走行式 (H15.3 供用)
⑥ 荷役機械 (出島ガントリークレーン2号)	1	基	軌道走行式 (H15.3 供用)
⑦ 荷役機械 (出島ガントリークレーン3号)	1	基	軌道走行式 (H23.3 供用)
⑧ 上屋 (コンテナプレートステーション)	1	棟	3,400 m ²
⑨ 上屋 (ゲートハウス)	1	棟	
⑩ 上屋 (管理事務所)	1	棟	
⑪ 給水施設	1	基	18.00 t/h

(5) 施設配置図



(6) 特に説明すべき事項

ア 関税法第37条に規定する、「指定保税地域」の指定を受けています。

指定保税地域を運営するため、関税法基本通達37-3により設置している「指定保税地域運営協議会」の構成員になる必要があります。

イ 埠頭保安対象区域（SOLAS）としており、保安対策については、港湾管理者の責任において実施しますので、埠頭保安管理者（広島県知事が選任する者：広島県広島港湾振興事務所次長）と調整し施設の運営を行ってください。

ウ 電気、水道料金については、利用実績に基づき、広島県から請求を行います。

エ 埠頭保安設備（SOLAS）に係る電気代等については、県において負担します。

2 海田地区

(1) 所在地

広島県広島市安芸区矢野新町二丁目20番

広島県安芸郡坂町北新地三丁目12033番 他

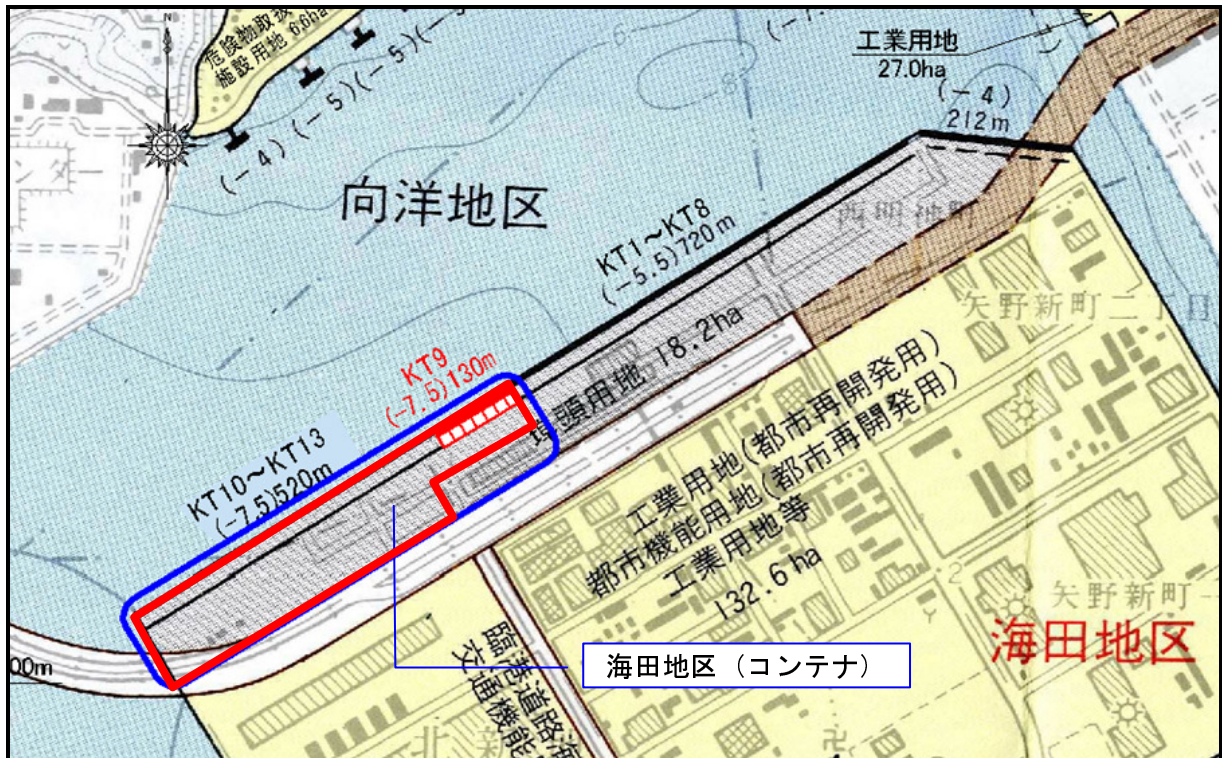
(2) 港湾計画概要

水深7.5m 岸壁5バース 延長650m [既設]

埠頭用地 7ha

埠頭群名称	岸壁	延長	現況の利用状況
②海田地区 (コンテナ)	-7.5	260m	金属製品, 自動車部品, その他日用品等
	-7.5	390m	自動車部品, その他化学工業品, 紙・パルプ等 (※コンテナ共用)

(3) 港湾計画図

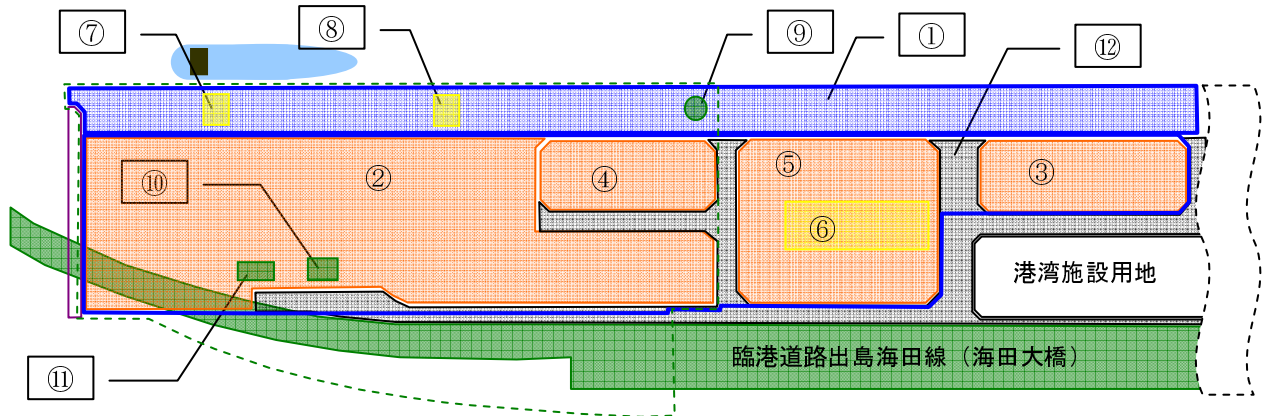


- 効率的な運営を特に促進する区域
- 貸付を行う場所

(4) 施設の状況

	種類	数	規模	構造
①	岸壁 (海田-7.5m 岸壁)	650	m	-7.5m (130m×5 パース) (S59～S62 供用)
②	荷捌地 (コンテナヤード)	21,323	m ²	舗装
③	荷捌地 (海田第1 荷捌地)	4,744	m ²	舗装
④	荷捌地 (海田第1 0 荷捌地)	5,073	m ²	舗装
⑤	荷捌地 (海田第1 1 荷捌地)	6,987	m ²	舗装
⑥	上屋 (海田CFS 上屋)	1	棟	2,567 m ²
⑦	荷役機械 (ガントリークレーン)	1	基	軌道走行式 (H4.3 供用)
⑧	荷役機械 (ガントリークレーン)	1	基	軌道走行式 (S62.3 供用)
⑨	給水施設	1	基	18.00 t/h
⑩	海田コンテナヤード管理棟	375	m ²	鉄骨造 3F 建
⑪	海田岸壁港湾厚生施設用地	250	m ²	軽量鉄骨プレハブ 2F 建
⑫	臨港道路海田埠頭内線	1,600	m	幅員 16m

(5) 施設配置図



(6) 特に説明すべき事項

- ア 関税法第37条に規定する、「指定保税地域」の指定は受けていません。
- イ 埠頭保安対象区域 (SOLAS) としており、保安対策については、港湾管理者の責任において実施しますので、埠頭保安管理者 (広島県知事が選任する者: 広島県広島港湾振興事務所次長) と調整し施設の運営を行ってください。
- ウ コンテナヤードの一部は、臨港道路出島海田線の橋脚があり、この道路に並走する形で広島南道路の起業予定地となっています。将来、事業着手された場合は、コンテナヤードの一部が収用対象となります。
- エ 緑色の破線で囲んだ区域は埠頭保安対象区域 (SOLAS) としていますが、海田大橋橋脚部分は国有地 (国道用地) を含んでおり、貸付けることは出来ません。
海田大橋の橋脚部分の用地のうち、港湾管理者所有地については、使用許可申請を行うことにより、使用することが出来ます。
- オ 電気、水道料金については、利用実績に基づき、広島県から請求を行います。

3 港湾管理者の料金

現在、広島県港湾施設管理条例で定めている港湾施設使用料は、次のとおりです。

(1) 出島地区

区分	施設名	単価	備考		
岸壁	水深-14m岸壁	係留1回総トン数1トンにつき		下段は特別料金 (H29.3まで)	
		区 分	外航船舶		その他の船舶
		2hまで	3.41円 特2.27円		3.67円 特2.44円
		2h～4hまで	3.98円 特2.65円		4.28円 特2.85円
		4h～6hまで	4.55円 特3.03円		4.90円 特3.27円
		6h～12hまで	6.06円 特4.04円		6.55円 特4.36円
		12h～24hまで	8.09円 特5.39円		8.74円 特5.82円
		以降24hまで	10.24円 特6.82円		11.03円 特7.35円
	水深-7.5m岸壁	係留1回総トン数1トンにつき			
		区 分	外航船舶		その他の船舶
		2hまで	2.55円		2.74円
		2h～4hまで	2.98円		3.20円
		4h～6hまで	3.41円		3.67円
		6h～12hまで	4.55円		4.90円
12h～24hまで		6.07円	6.54円		
以降24hまで	8.09円	8.74円			
荷役機械	ガントリークレーン	30分までごとに 通常料金 34,020円 特別料金 21,600円	特別料金 (H29.3まで)		
荷捌地	荷さばき地 ・コンテナヤード ・バンニングヤード ・危険物ヤード 等	1㎡1日までごとに 通常料金 8.21円 特別料金 4.10円	特別料金 (H29.3まで)		
建物	コンテナフレート ステーション	1㎡1日までごとに 23.45円			
	管理棟	1㎡1月までごとに 1,340円			
	ゲートハウス	1㎡1月までごとに 2,360円			
その他	給水施設	水量1㎡までごとに 水道料金に81円を加えた額	広島市水道 料金を加算		
	リーファコンセント	電気代の使用実績相当額による			
	電気・水道	電気代の実績を按分した額による	雑収入		
	目的外使用	条例別表第二による	目的外		

(2) 海田地区

区分	施設名	単価			備考
岸壁	水深-7.5m岸壁	係留1回総トン数1トンにつき			
		区 分	外航船舶	その他の船舶	
		2hまで	2.55 円	2.74 円	
		2h～4hまで	2.98 円	3.20 円	
		4h～6hまで	3.41 円	3.67 円	
		6h～12hまで	4.55 円	4.90 円	
		12h～24hまで	6.07 円	6.54 円	
	以降24hまで	8.09 円	8.74 円		
荷役機械	ガントリークレーン	30分までごとに 通常料金 34,020 円			
荷捌地	荷さばき地 ・コンテナヤード ・バンニングヤード ・危険物ヤード 等	1㎡1日までごとに 通常料金 8.21 円			
建物	コンテナフレート ステーション	1㎡1日までごとに 23.45 円			
	管理棟	1㎡1月までごとに 1,340 円			
	ゲートハウス	1㎡1月までごとに 2,360 円			
その他	給水施設	水量1㎡までごとに 水道料金に81円を加えた額			関係市町の水道料を加算
	リーファコンセント	電気代の使用実績相当額による			
	電気・水道	電気代の実績を按分した額による			雑収入
	目的外使用	条例別表第二による			目的外

第2 現在の港湾施設に係る管理の状況

1 現在の港湾施設の管理について

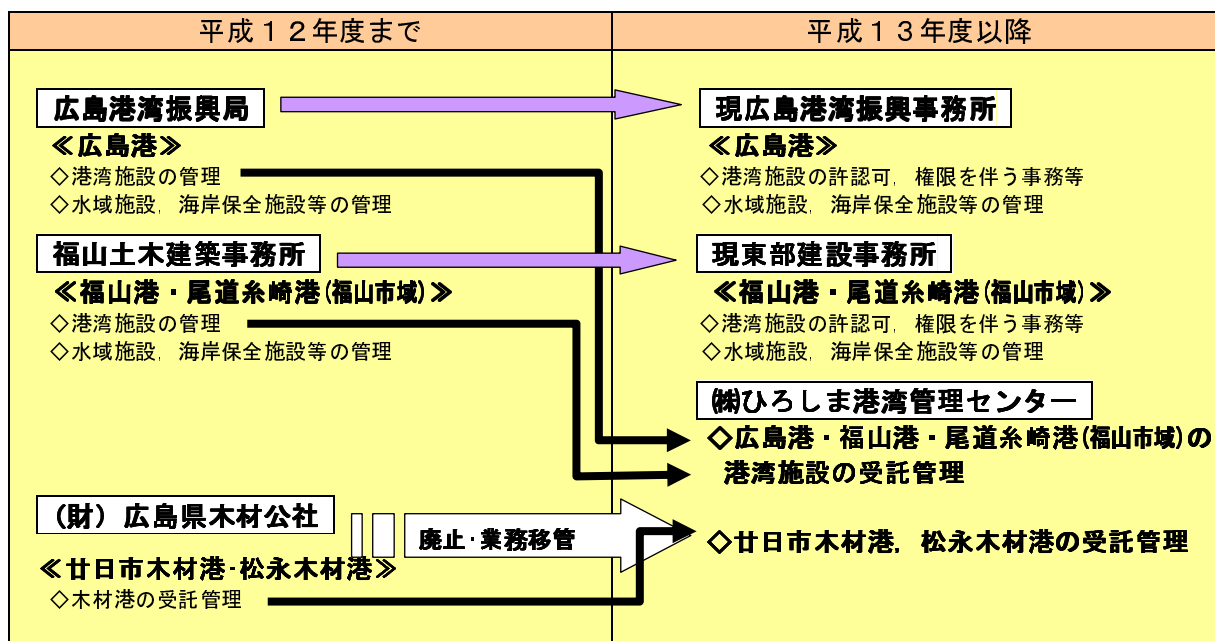
広島県では、港湾施設を一元管理することにより、効率的な運営体制を構築し、港湾サービスの向上を図るため、広島港、福山港などの港湾施設管理業務を平成13年度から民間に委託しています。

また、平成18年度から公の施設については指定管理者制度へ移行し、国有施設や外郭施設等については、管理委託を実施しています。

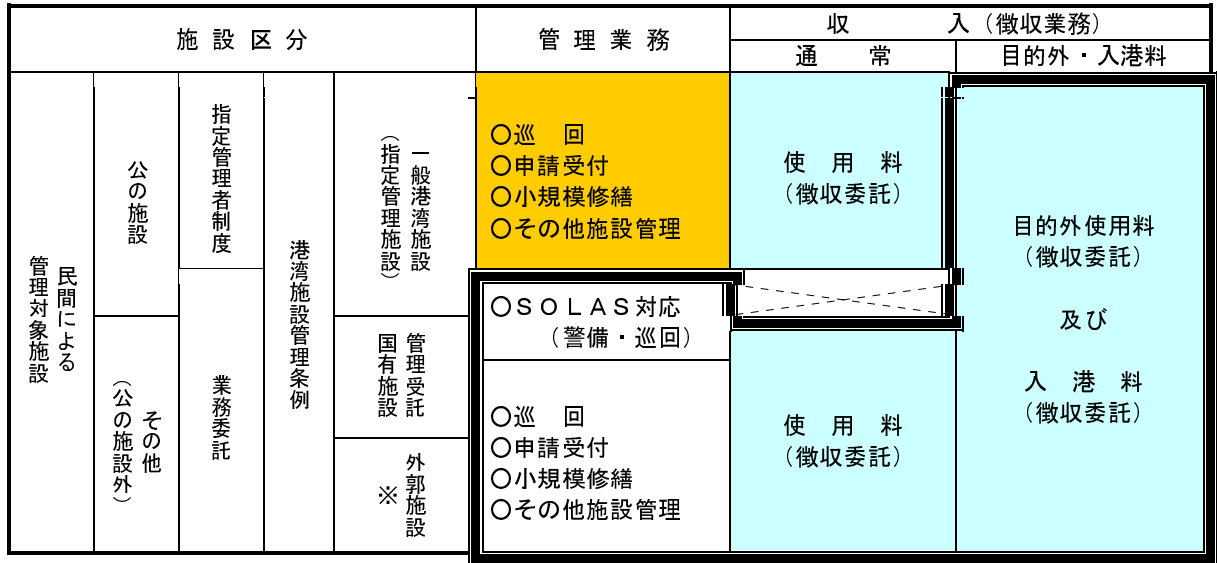
- 委託施設 広島港(広島市への事務委託分を除く)、福山港、尾道糸崎港(福山市域)
廿日市木材港、松永木材港

なお、港湾施設の許認可事務などの委託になじまない事務や港湾建設事業については、引き続き県で実施しています。

(1) 組織再編の状況



(2) 現在の業務の委任・管理形態（業務の委任・管理形態の構成図）



■ 地方自治法上の指定管理者制度

▭ 民法上の委託（業務委託）

■ 徴収事務の委託部分

使用料徴収委託については、地方自治法施行令第158条第1項に基づくもの。

※ 外郭施設は、一般港湾施設と密接な関係にあるものをいう。

2 指定管理者による港湾施設の管理業務の内容

指定管理者による施設管理については、次により実施しています。

(1) 指定管理者による施設管理における総括事項

ア 基本的事項

一般港湾施設の管理に当たっては、次に掲げるすべての事項を遵守すること。

- ・ 公の施設であることを常に認識し、施設の設置目的の達成を念頭において業務を行うこと。
- ・ 県民及び利用者への安全の確保をすべての場合において最優先すること。
- ・ 正当な理由がない限り、県民その他の利用者が施設を利用することを拒んではならない。
- ・ 何人に対しても、施設の利用その他港湾の管理運営に関し、不平等な取扱いをしないこと。

イ 法令の遵守

- ・ 港湾法，広島県港湾施設管理条例，広島県港湾施設管理規則その他関係法令を遵守すること。
- ・ 業務によっては、法令で定める許可・資格を有する者による実施とすること。
- ・ 業務を外部委託する場合，業者選定及び契約事務は，広島県の方法に準拠すること。

ウ 県の行政施策との連携

一般港湾施設においては、県が物流人流機能の一層の強化や港湾施設の利用促進のため、ポートセールスや使用料の低減化など様々な港湾行政施策を展開しており、今後も引き続き主体的に展開していくこととしている。

このため、指定管理者は、県の行政施策を理解・尊重し、これに相反する管理運営を行ってはならない。

エ サービスの向上・経費の節減等

県民及び利用者の利便性及びサービスの向上に努め、効率的で効果的な管理により収益の確保と経費の削減に努めること。

オ 緊急時・トラブルへの対応

- ・ 事故等の緊急事態が発生した場合には、直ちに応急措置を講じ、あわせて県に連絡のうえ指示を仰ぐこと。（⇒ 緊急事態に対応する体制及び連絡体制を確立し、県に報告

すること)

- ・ 利用者等とトラブルが発生した場合には、迅速かつ誠意をもって対応し、その解決に努めるとともに、必要に応じて県に報告又は協議すること。

カ 損害の賠償

管理上、指定管理者の責めに帰すべき事由により、県、県民及び利用者等に損害を与えた場合は、指定管理者の責任において、その損害を賠償すること。

キ 管理経費

- ・ 管理に要する経費は、県が定める管理費用基準額の範囲内で指定管理者に支払う。
- ・ 但し、当初の管理費用を超えた場合、県はその超過部分に係る経費を補填しない。
- ・ 管理上、施設の維持管理及び消耗品の充当等に要する費用は、特に定めのない限り、既定の管理費用で対応するものとする。

ク 情報管理

指定管理者の業務実施上で知り得た情報は、個人情報保護に関する法律及び個人情報保護条例の規定を遵守し、適切に情報を管理すること。

また、業務の一部を外部に委託する場合は、業務内容等により必要に応じて別紙「個人情報取扱特記事項」を受託者に指示し、適切な情報管理を徹底すること。

(2) 指定管理者による施設管理における個別事項

ア 保守・管理運営業務

- 指定管理者は、対象施設の運営及び施設の機能が適切に維持・利用されるよう施設管理を行う。
- 建築物・工作物の保全業務（定期点検、日常点検、保守、運転、監視、清掃、執務環境測定、施設警備）については、「建築保全業務共通仕様書」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）に記載の仕様、「営繕要求調査の営繕順位決定要領」及び「建築機械設備維持管理要領」を基本として実施すること。

イ 施設修繕業務

対象施設について、経年変化等に対する施設の維持修繕、施設の機能保持に係る工事を行う。（但し、災害復旧工事は除く。）

(ア) 工事の規模： 1件あたり2,500万円未満の工事とする。

(イ) 業務の執行、施工業者の選定及び契約にあたっては、次の規程に基づき実施すること。

- 建設業法
- 広島県建設工事執行規則
- 広島県土木工事共通仕様書
- 港湾工事共通仕様書
- 建築改修共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（ " ）
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（ " ）
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）
- 建設工事関係要綱等（施工業者指名・選定）
- 広島県契約規則
- 営繕要求調査の営繕順位決定要領
- 建築機械設備維持管理要領
- その他関係法令

(ウ) 修繕の内容

a 応急的修繕

- (a) 一般港湾施設における施設・設備等が破損、損壊又は老朽化などした場合で、安全又は管理運営上、直ちに修繕を行う必要がある場合は、早急に修繕方法の検討及び見積作成等を行うこと。

(b) 上記 (a) の結果を基に、指定管理者は早急に修繕を行うこと。

b 計画的な修繕

(a) 一般港湾施設における施設・設備等が破損、損壊又は老朽化などした場合で、安全又は管理運営上、次年度以降の計画的な修繕で対応可能なものについては、必要修繕項目、修繕内容、修繕方法、必要金額、修繕の優先順位等を整理し、県に執行協議をすること。

(b) 県は、上記 (a) の協議内容を基に計画的に実施する修繕項目を選定し、指定管理者は、これに基づき、次年度以降に修繕を実施すること。

c 災害に伴う修繕

災害による復旧工事は、原則として県において行う。

但し、上記 a の応急的修繕が必要な場合は、指定管理者においてこれを行うこと。

(エ) 修繕工事の執行手順

別紙の手順によること。

(オ) 施工業者の選定

選定及び手続きは原則として、広島県の建設工事指名業者等選定要綱の規定に準じて行うこととし、施工業者は、広島県建設工事入札参加資格者名簿に掲載されている者から選定すること。

また、広島県が指名除外等により、指名停止等の措置を行っている者は、その措置期間中は指名しないこと。

(カ) 契約締結

広島県の建設工事請負契約約款及び広島県契約規則に準拠して行うこと。

(キ) 工事の監理監督及び検査

- ・ 原則として広島県の土木工事監督規程、土木工事検査規程の規定に準じて行うこと。
- ・ また、特殊な工事等においては、適宜、県に協議又は指示を仰ぐこと。
- ・ 必要に応じて、県が立会・検査等を実施する場合があるので、これに対応すること。

(ク) 修繕内容の記録

- ・ 修繕を実施した場合は、次回の修繕方法や修繕時期を検討するためのデータとして蓄積するため、修繕台帳を作成し記帳すること。
- ・ なお、修繕台帳に記帳する場合には、併せて修繕箇所の写真を残すこと。
- ・ また、修繕台帳の写し、設計書及び写真等については、県が提出を求めることがあるので、これに対応すること。

(3) その他留意点

- 別途個別の仕様書又は特記事項がある場合は、この基本仕様書とあわせ、業務別仕様等に基づき業務を行うこと。

なお、業務別仕様書は、平成20年度時点における業務内容に基づいて、基本的な仕様を記述しているので、管理に当たっては、指定管理者の創意工夫により、効率的で効果的な管理を実施するための軽微な仕様の変更は可能とする。

但し、大幅な仕様の変更については、あらかじめ県と協議の上で実施すること。

- また、業務によっては、仕様書に記載する実施以外にも、臨時に実施を指示する場合があるので、これに対応すること。